



3食生第419号
令和4年(2022年)2月4日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

日ごろ、長野県の健康福祉行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記について、令和3年11月18日付け生食発1118第1号(以下「改正省令通知」という。)により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添のとおり通知がありました。

内容については、密封包装食品製造業の対象から除かれる食品に関するものであり、その概要等は、下記のとおりですので、御了知願うとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。

記

1 用語の説明

(1) 密封包装食品製造業とは(食品衛生法施行令第35条第30号)

密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。)であって、常温で保存が可能なもの(冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかでない食品であって厚生労働省令で定めるものを除く。)を製造する営業(食品衛生法施行令第35条第1号から第29号に該当するものを除く。)をいう。

(2) 密封包装食品とは

これまでの国からの通知等を考慮し、次のアからエのいずれかに該当する食品。

ア 冷凍又は冷蔵を要しない方法により相当期間保存することを目的として、缶、びん又はレトルトパウチ等、気体透過性の低い容器に内容物を充填し、密栓した食品のうち、公衆衛生上のリスクが高いもの又は過去に重大な食中毒の原因となった食品(pH値が4.6以下又は水分活性0.94以下の食品を除く^{*}。)であって常温保存されるもの。(食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令等に関する資料(<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000706489.pdf>))

^{*}: 法改正におけるこれまでの経過や通知(平成24年8月2日付け消食表第343号、食安基発(802)第3号、食安監発0802第4号「容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について」)等を考慮し、「pH値が4.6以下又は水分活性0.94以下の食品を除く」としましたが、今後変更される可能性があることに留意願います。なお、一般の省令改正により規則第

66 条の 10 に新たに追加された食品は、その食品の特性として、水分活性が 0.85 以下であることとされている点にも注意願います。

イ 冷凍又は冷蔵を要しない方法により相当期間保存することを目的として、缶、びん又はレトルトパウチ等の容器に内容物を充填し、密封したもの。内容物の殺菌工程の有無や、いつ殺菌を行うか（容器包装に充填する前後）は問わない。（省令改正パブリックコメント回答 No. 3 R3.11.18）

ウ 旧法の「缶詰又は瓶詰食品製造業」の対象であった食品（内容食品を細菌侵入による腐敗を防止し若しくは空気遮断によりその酸化を防止する等によって、相当期間保存することを目的としてかん又はびんに入れられ、かつ、かん又はびんの気密性が一度破壊された場合、そのまま再び容易に復元できないような方法で密栓又は密封された食品）。（省令改正パブリックコメント回答 No. 2 R3.11.18）

エ 缶、びん、レトルトパウチ等の容器包装に入れられ、容器内部の状態を開封前の状態に簡単に復元できないもの。（省令改正パブリックコメント回答 No. 3 R3.11.18）

2 改正の概要

- (1) 密封包装食品製造業を営もうとする者は、食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならないが、密封包装食品製造業の対象から除かれる「厚生労働省令で定める食品」に新たな食品が追加されました。
- (2) 改正省令の施行に伴い、新たに追加された食品について食品衛生法第 57 条第 1 項の規定による届出が必要となる営業になることから、必要な経過措置規定を設けました。

3 運用上の留意

- (1) 新たに追加された食品の範囲については、「冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれがないこと」の観点から規定しており、各食品の範囲について、他法令等における取扱いよりも広く設定しているものがある点に留意する必要があります。
- (2) 密封包装食品製造業については、次の資料も参考にしてください。また、許可対象について今後厚生労働省から Q&A が示されることもあるため、許可の要否については経過措置期間も考慮し、状況を見極めたうえで対応していただきますようお願いいたします。なお、新たに営業許可の対象となる食品を既に製造している方は、令和 6 年 5 月 31 日まで経過措置期間が定められています。

ア 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について寄せられた御意見について（令和 3 年 11 月厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課）

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210123&Mode=1>)

イ 「密封包装食品製造業の対象食品が令和 3 年 11 月 18 日に変わりました」（厚生労働省リーフレット）(<https://www.mhlw.go.jp/content/000868566.pdf>)

長野県健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係 (課長) 吉田 徹也 (担当) 塚田 竜介 電話：026-235-7155 (直通) F A X：026-232-7288 E-mail：shokusei@pref.nagano.lg.jp

密封包装食品製造業の考え方



